

相模原市自治会連合会と市が連携基本協定を締結します

市では、市自治会連合会との協働による、市民主体のまちづくりをより一層推進するために、この度「連携基本協定」を締結することとなりました。

つきましては、次のとおり協定締結式を行いますのでお知らせいたします。

1 協定締結式の日程

- (1) 日 時 平成25年8月28日(水) 午後4時
- (2) 場 所 相模原市役所本庁舎2階 第1特別会議室
- (3) 出席者 相模原市自治会連合会会長 田所昌訓(たどころ まさのり)
相模原市長 加山俊夫

2 協定締結に至った経緯

自治会は、地域コミュニティの形成を図るとともに、防災、防犯、交通安全、環境美化や福祉の向上など、身近な課題解決に向けた、地域活動の中心的な役割を担っていることから、市では、これまでも様々な場面で協働による取組を進めてきました。

しかしながら、一方では自治会加入率は低下傾向にあることから、その活動基盤の強化を図って行くことが喫緊の課題となっています。

この度の連携基本協定は、そうした現状が一つの契機となり、市自治会連合会との更なる連携強化を図る必要があることから、締結に至ったものです。

3 協定の概要

(1) 趣旨

市自治会連合会と市の連携強化に向けた基本的な事項を定めるとともに、市自治会連合会と市の協働による取組の指針を定めるもの

(2) 主な内容

- ・ 連携強化を図る上での基本原則
- ・ 防災、防犯、交通安全、福祉、環境美化など、様々な分野における協働による取組
- ・ 自治会への加入促進に向けた取組
- ・ 市自治会連合会と市の役割

※ 参考

市と自治会組織がこのような包括的な連携協定を締結することは、政令指定都市では初めての取組です。

問い合わせ先
市民協働推進課
電話 042-769-8226 (直通)

相模原市の自治会組織

本市の自治会組織は、大きく分けて、3つの段階から成り立っています。

1 単位自治会

市内には593（平成25年4月1日現在）の単位自治会があり、約18万世帯の方々が加入しています。

単位自治会では、その規模や地域特性などに合わせた様々な活動を行っています。

2 地区自治会連合会

単位自治会が集まって1つのブロックをつくり、地区自治会連合会が形成されています。

地区自治会連合会は、市内22地区（緑区6地区：橋本・大沢・城山・津久井・相模湖・藤野、中央区9地区：小山・清新・横山・中央・星が丘・光が丘・大野北・田名・上溝、南区7地区：大野中・大野南・麻溝・新磯・相模台・相武台・東林）に設立されており、それぞれがふるさとまつり、地区防災訓練、各種研修会の開催や、定期的に自治会長会議を開催するなど、地区の課題解決や地域活性化のための活動や協議、意見・情報交換などを行っています。

3 相模原市自治会連合会

市内の地区自治会連合会会長22名が理事となり、相模原市自治会連合会が形成されています。

市自治会連合会では、自治会に共通する問題についての調査研究を行い、行政や関係機関との連絡調整、協議を行う執行機関としての役割を担っており、毎月1回理事会を開催しています。

